

別紙様式1

自己点検・評価チェックリスト兼報告書

点検実施日： 2026 年 3 月

労働安全衛生総合研究所（湘南地区）

I. 「動物実験の適正な実施に関する規程」及び組織・体制が整備されているか

(1) 機関内規程について

1) 評価結果

- ☐ 厚労省の基本指針に適合する機関内規程が定められている
- ☒ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 機関内規程が定められていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所湘南地区動物実験規程（令和6年11月28日施行）」（以下「動物実験規程」という。）
- ・「独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所湘南地区動物実験委員会規程（令和6年11月28日施行）」（以下「動物実験委員会規程」という。）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・労働安全衛生総合研究所湘南地区（以下「労安研湘南地区」という。）では動物実験規程第3条第9号で動物実験実施機関の長として独立行政法人労働者健康安全機構理事長（以下「理事長」という。）を定めている。
- ・独立行政法人労働者健康安全機構動物実験規程（令和6年10月25日施行）第6条に基づき、理事長から委任を受けた労働安全衛生総合研究所所長（以下「労安研所長」という。）が、「動物実験規程」、「動物実験委員会規程」を策定している。これらに基づき、労安研湘南地区での動物実験を実施している。
- ・動物愛護上の改善すべき点はないが、労安研所長が他地区を併任していることや、申請フォーマットが多種に及ぶこと、迅速審査やメールでの審査の規定がないことから、効率的な試験実施の支障となる懸念があり、修正を予定している。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・管理者（領域長）への労安研所長職務代行に関する規程の追加、申請フォーマットや動物実験計画承認申請プロセスの改修。
- ・電子メール等を使用した迅速審査の新設。

これらの変更を令和8年度中には行う予定である。

(2) 動物実験委員会について

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針に適合する動物実験委員会が設置されている

☐ 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある

☐ 動物実験委員会は設置されていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「動物実験規程」
- ・原議書：「動物実験委員会委員長および委員の任命について」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・動物実験委員会は機関の長から委任された労安研所長により規程どおり 3 分野委員構成で設置されている。
- ・令和 6 年度の動物実験委員会は、6 名で構成されている。
- ・動物実験委員会は、動物実験委員会規程に基づいて開催され、定められた機能を果たしている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点はない。

(3) 動物実験を実施する体制は整っているか

動物実験計画書の作成、審査、承認、終了報告書等の体制が定められているか

1) 評価結果

■ 厚労省の基本指針に適合し、動物実験を実施する体制は整っている

☐ 動物実験を実施する体制の一部に改善すべき点がある

☐ 動物実験を実施する体制が整っていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「動物実験規程」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・実験責任者は、動物実験規程に基づき、動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書を作成している。労安研湘南地区動物実験委員会の審査の後、労安研所長が承認し、その後、貸ラボ運営施設による動物実験委員会の承認を取る体制を整えている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点はない。

(4) 飼育管理に注意を要する動物実験を安全に実施できているか

遺伝子組換え動物、発癌性あるいはケミカルハザードに対応した動物実験等の実施体制が定められているか

1) 評価結果

- ☐ 注意を要する動物実験を安全に実施する体制が整っている
- ☐ 注意を要する動物実験を安全に実施する体制は、概ね整っているが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 注意を要する動物実験を安全に実施する体制は整っていない
- ☒ 該当する動物実験が実施されていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・当該年度動物実験計画承認申請書
- ・安全対策・環境保全（動物実験関連方針）（湘南アイパークの公開情報）
- ・動物実験施設における倫理的配慮（湘南アイパークの公開情報）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・令和6年度は遺伝子組換え動物、発癌性物質の取り扱いはない（当該年度の動物実験計画承認申請書は遺伝子組換え動物使用、発がん性物質投与、ケミカルハザード曝露に該当しないことを確認）。
- ・化学物質の取扱いはIASO薬品管理システム体制が整備されている。
- ・湘南アイパークによる安全対策・環境保全管理体制が整備されている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点はない。

(5) 実験動物の飼養管理の体制は整っているか

施設内における実験動物に係わる飼養保管体制に関する組織、施設・設備等が整っているか

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針、動物実験の適正な実施に関する規程、実験動物飼育管理要領等が定まっている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 体制が整っていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「動物実験規程」
- ・各作業報告書類（作業日報、動物室環境記録、一般状態・体重記録、検収・検疫記録）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・実験動物の飼養管理の体制が整っている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点はない。

(6) その他：動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果

- ・特になし。

II.各組織・体制は適正に機能しているか

(1) 動物実験委員会について：動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか

1) 評価結果

- ☐ 厚労省の基本指針に適合し、適正に機能している
- ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき問題点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「動物実験委員会規程」
- ・原議書：「動物実験委員会委員長および委員の任命について」
- ・動物実験計画承認申請に対する決定通知

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・労安研湘南地区動物実験委員会は、令和6年12月5日に委員の任命とともに労安研湘南地区に設置された。令和6年度の動物実験委員会は、6回開催し、動物実験計画書の審査・確認等を行った。尚、委員会はすべて対面で実施した。
- ・動物愛護上の問題はないが、効率性を高めるために動物への影響が低い軽微な変更などは簡易的な審査にする必要がある。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・電子メールの使用等、迅速審査の新設。

(2) 動物実験の実施状況について

動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されているか

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針に適合し、適正に実施されている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき問題点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 動物実験計画承認申請書
- ・ 動物実験計画変更承認申請書
- ・ 動物実験計画承認申請に対する決定通知
- ・ 動物実験規程

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・ 動物実験責任者は、動物実験規程に基づき、動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書を作成している。労安研湘南地区動物実験委員会の審査の後、理事長から委任された労安研所長が承認し、その後、湘南アイパークの動物委員会の承認をうけている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・ 特に改善すべき点は認められない。

(3) 飼育管理に注意を要する動物実験の安全な実施状況について

遺伝子組換え動物、発癌性あるいはケミカルハザードに対応する動物実験等が安全に実施されているか

1) 評価結果

- ☐ 注意を要する動物実験は、安全に実施されている
- ☐ 注意を要する動物実験は、概ね安全に実施されているが、一部に改善すべき点がある
- ☒ 該当する動物実験は、実施されていない

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 当該年度動物実験計画承認申請書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・ 令和 6 年度は遺伝子組換え動物、発癌性物質の取り扱いはない（当該年度において動物実験計画書より遺伝子組換え動物使用、発がん性物質投与、ケミカルハザード曝露に該当しないことを確認）。
- ・ 湘南アイパークによる安全対策・環境保全管理体制下で実施。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・ 特に改善すべき点はない。

(4) 実験動物の飼養保管は、適正に実施されているか

実験動物の飼養管理は適切に実施されているか

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針、動物実験の適正な実施に関する規程、動物実験施設利用規程等に適切に対応している
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ 「動物実験規程」
- ・ 各作業報告書類（作業日報、動物室環境記録、一般状態・体重記録、検収・検疫記録、微生物学的検査保証書、清掃・消毒記録）
- ・ 実験動物飼養管理業者（業務委託業者）とのメール資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・ 動物実験責任者は、常時委託飼養管理業者と連絡を取り、飼養保管についての業務内容の把握ができるような体制を整えている。
- ・ 飼養保管の状況が確認出来る日報やその他の記録類（施設管理会社からの提出書類を含む）が整備され、動物実験責任者による確認後整理され保管されている。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・ 特に改善すべき点は認められない。

(5) 施設・設備等は、適正に維持されて、正常に機能しているか

工事・修理等が必要なものの改善計画は立てられているか

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針に適合し、適切に維持管理されている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・湘南アイパーク動物実験委員会から労安研湘南地区の実験動物連絡協議会担当者（実験動物連絡協議会委員）への連絡メール等

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・湘南アイパークは動物実験飼養施設の設置に伴い、動物実験委員会を設置している。労安研湘南地区は湘南アイパークのテナントとして入居し、当該動物施設において動物実験を行っている。入居テナントは、湘南アイパーク動物実験委員会が設置している実験動物連絡協議会へ参加が義務化されており、担当者を通じて、当該動物飼養施設部分の工事、設備の点検等の連絡が行われている。労安研湘南地区の実験動物連絡協議会担当者は、メール等での連絡に対し、労安研湘南地区勤務者に連絡し、情報を共有化している。
- ・実験動物の受入、導入、輸送、検疫結果に問題はなく、正常に機能していることを確認した。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点は認められない。

(6) 教育訓練講習会の実施について

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針、動物実験の適切な実施に関する規程等に則り、適正に実施されている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき点がある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・湘南アイパークの導入教育資料
- ・湘南アイパークの 2024 年度定期教育資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・令和 6 年度は動物実験を開始するにあたって、湘南アイパークの教育・訓練を受講。

- 4) 改善の方針及び達成予定時期
- ・特に改善すべき点は認められない。

(7) 自己点検・評価及び情報公開について

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針、動物実験の適正な実施に関する規程等に則り、適正に実施されている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・「動物実験規程」
- ・「動物実験委員会規程」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・自己点検・評価は適正に実施された。令和6年度は情報公開なし。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・情報公開は令和7年度に予定。

(8) 外部検証の実施について

1) 評価結果

- ☒ 厚労省の基本指針、動物実験の適正な実施に関する規程等に則り、適正に実施されている
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある
- ☐ 改善すべき点が多くある

2) 自己点検の対象とした資料

- ・安全対策・環境保全（動物実験関連方針）（湘南アイパークの公開情報）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば明記する）

- ・実験施設提供側である湘南アイパークがテナントを含め、施設全体として国際的な第三者評価機関である AAALAC インターナショナル(国際実験動物管理公認協会)の完全認証を取得している。

4) 改善の方針及び達成予定時期

- ・特に改善すべき点は認められない。

(9) その他：動物実験の適正な実施に関して、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果

- ・特になし。